

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法施行規則（抄）

（昭和六十二年三月六日法務省令第七号）

改正	昭和六十二年	四月	十八日	法務省令第	十四号	
平成	六年	九月二十二日	同	第	四十八号	
平成	六年	十二月	十四日	同	第六十三号	
平成	七年	十二月	十一日	同	第五十六号	
平成	十年	六月二十五日	同	第	三十四号	
平成	十四年	三月二十二日	同	第	十八号	
平成	十六年	二月	十二日	同	第	六号

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第二条第二号、第九条第一項及び第二項、第十七条第二項並びに第六十二条の規定に基づき、外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法施行規則を次のように定める。

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法施行規則

（連邦国家及びその構成単位）

第一条 外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（以下「法」という。）第二条第二項の法務省令で定める連邦国家は別表上欄記載のとおり、同欄記載の連邦国家の構成単位で法務省令で定めるものは同表下欄記載のとおりとする。

（承認の申請）

第二条 法第七条の規定による承認（以下「承認」という。）の申請は、承認を受けようとする者が自ら出頭してしなければならない。

(承認申請書の記載事項等)

第三条 法第九条第一項の法務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 氏名、性別、生年月日、出生地、国籍及び住所
- 二 外国弁護士となる資格を取得した年月日、その資格を取得した外国（次条において「資格取得国」という。）の国名及び当該外国
弁護士の名称

2 法第九条第一項の承認申請書（以下「承認申請書」という。）の様式は、別記様式第一号によるものとする。
(承認申請書の添付書類)

第四条 法第九条第二項の法務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- 一 次に掲げる事項について、承認を受けようとする者が法務大臣の交付する用紙を用いて作成した申述書
- イ 資格取得国における外国弁護士としての職務経験（資格取得国における外国弁護士が資格取得国以外の外国において外国弁護士となる資格を基礎として資格取得国の法に関する法律事務を行う業務に従事した経験を含む。以下この条において同じ。）に関する事項及び法第十条第二項の規定の適用を受ける場合にあつては、外国弁護士となる資格を取得した後国内において弁護士、弁護士法人又は外国法事務弁護士に対して資格取得国の法に関する知識に基づいて行つた労務の提供に関する事項
- ロ 外国法事務弁護士の欠格事由に関する事項
- ハ 法第十条第一項第二号に掲げる基準に関する事項
- ニ 誠実に職務を遂行する意思並びに適正かつ確実に職務を遂行するための計画、住居及び財産的基礎に関する事項
- ホ 依頼者に与えた損害を賠償する能力に関する事項
- ヘ その他参考となるべき事項

二 履歴書

三 旅券、外国人登録証明書その他の身分を証する書類の写し

- 四 外国弁護士となる資格を取得したこと及びその資格を現に保有していることを証する書類
 - 五 資格取得国における外国弁護士としての職務経験を証する書類及び法第十条第二項の規定の適用を受ける場合にあっては、外国弁護士となる資格を取得した後に国内において弁護士、弁護士法人又は外国法事務弁護士に対して資格取得国の法に関する知識に基づいて行つた労務の提供を証する書類
 - 六 法第八条において準用する弁護士法第七条各号に掲げる者でないことを誓約する書面
 - 七 法第十条第一項第二号イからニまでに掲げる者でないことを誓約する書面
 - 八 誠実に職務を遂行することを誓約する書面
 - 九 適正かつ確実に職務を遂行するための計画、住居及び財産的基礎を有することを証する書類
 - 十 依頼者に与えた損害を賠償する能力を有することを証する書類
 - 十一 その他参考となるべき事項
- 2 前項第六号の書面の様式は別記様式第二号に、同項第七号の書面の様式は別記様式第三号に、同項第八号の書面の様式は別記様式第四号によるものとする。
 - (承認申請手数料の納付方法)
 - 第五条 法第九条第三項の手数料は、承認申請書に手数料の額に相当する額の収入印紙をはつて納めなければならない。
 - (誓約内容の確認)
 - 第六条 承認を受けようとする者は、その申請に際し、法務大臣の指名する職員の面前で、第四条第一項第六号から第八号までに掲げる書面を朗読し、誓約の内容を確認しなければならない。

第七条 (以下省略)